



(1) 感染症の予防推進

目指す姿

予防接種を必要な時期に適切に受け、感染症の地域での発症や重症化が防止されています。

現状と課題

- 公衆衛生の向上や予防接種により、麻しんやB型肝炎などの感染症の予防が可能になってきました。しかし、令和元年に麻しんや風しんの感染者が相次いだように、予防接種で予防できる疾患も、まだまだ流行が見られることがある状況であり、感染症対策は今日でも依然として重要な課題です。
- 感染症の予防には、予防接種が大きな効果があります。本市は、乳児全戸訪問や母子保健教室などの機会を利用した接種勧奨や亀山医師会と連携した対象者への個別通知などの取り組みを行っています。
- 予防接種法の改正により、平成31年4月から風しんの予防接種を受ける機会のなかった男性に風しん第5期(令和7年3月31日までの時限措置)、令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期予防接種に追加されました。また、子宮頸がん予防のためのヒトパピローマワクチン(HPVワクチン)については、令和3年11月に積極的勧奨の差し控えが終了し、令和4年度から積極的勧奨を再開しました。さらに、令和5年4月からは9価HPVワクチンについても定期接種での使用が認められる方針となっており、引き続き適切な定期予防接種の推進のため、国の動向にも注視していく必要があります。
- 市では、これらの定期予防接種に加え、インフルエンザ、おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌(定期接種外)、MR(定期接種外)、水痘(定期接種外)の任意予防接種の接種費用の一部を助成しており、令和2年4月から年長児を対象にDPTワクチンの費用助成を開始しました。感染症予防に関する情報提供や啓発については、各部署において、様々な機会をとらえ行っており、今後も予防接種の接種率の向上を目指すとともに、関係機関との連携強化を図り、感染症対策に取り組んでいく必要があります。
- 令和2年春以降、世界的に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行しています。今後も未知の感染症である新興感染症が発生する可能性があるため、引き続き、感染症の予防や予防接種の推進を図っていく必要があります。

①感染症予防のための普及啓発

- ▶国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発します。[施策：5111](#)
- ▶園児・児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、集団発生を予防します。[施策：5112](#)

②地域での流行の防止

- ▶亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会の提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。[施策：5121](#)
- ▶市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、健康講座や母子保健教室などの機会を利用し接種勧奨に努めます。[施策：5122](#)
- ▶予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。[施策：5123](#)
- ▶インフルエンザ、おたふくかぜ、DPT、高齢者肺炎球菌（定期接種外）、MR（定期接種外）、水痘（定期接種外）に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげます。[施策：5124](#)
- ▶感染症に関する情報を発信するとともに、予防接種の意義や副反応などについての周知啓発を行います。[施策：5125](#)

(2) コロナ禍からポストコロナ時代への対応

目指す姿

一人ひとりが新しい生活様式を実践し、感染症の発症や重症化が防止されています。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、令和元年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。市内においても患者の発生があり、市の危機管理のため「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ対応しました。
- 市の主な感染対策としては、市立医療センターに「発熱外来」を設置し、感染拡大の防止を図りました。あいあいでは、「新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター」を設置するとともに、無症状の濃厚接触者等のうちPCR検査を希望する人に検査キットを配布し、市民の不安解消に努めました。また、感染症にかかりにくいからだづくりを目指すため、免疫力を高めるためのプログラムを作成し全戸配布しました。
- 新型コロナウイルスワクチン接種については、新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を中心に亀山医師会をはじめ関係機関との連携、協力のもと、「あいあい」での集団接種及び市立医療センターを含む市内の医療機関での個別接種の体制を確保しました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急事態宣言の発令とその対策を繰り返しながら、国・地方・事業者やすべての国民がその脅威にさらされてきた中、ワクチン接種などの対策が進むとともに、コロナ禍によって、3つの密(密閉・密集・密接)の回避、テレワークの推進、少人数での飲食・外食など、日常生活のあらゆる場面に変化が生じ、人々の生活様式が大きく変わりつつあります。中でも、外出を控える人が増加した結果、運動不足やストレスから心身に悪影響をきたす健康二次被害が生じました。
- 国内のコロナ感染確認から3年を経て、令和5年1月、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類について、同年5月8日に現在の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが決定しました。今後は、社会経済活動の大幅な緩和が進むことから、引き続き、国や県の動向を注視し、鈴鹿保健所などの県と連携した対応が求められます。

①新型コロナウイルス感染症対策の徹底

- ▶県や鈴鹿保健所との連携のもと、新型コロナウイルス感染症対策本部を核とした全庁体制により、国の方針を踏まえた適切な対策に取り組みます。[施策：5211](#)
- ▶新型コロナウイルス感染症の拡大抑止のため、市立医療センターにおける発熱外来やPCR検査などの診療検査体制の強化を図ります。[施策：5212](#)
- ▶国等の方針を踏まえ、亀山医師会との連携を図りながら、全庁的な体制により新型コロナウイルスワクチン接種を進めます。[施策：5213](#)
- ▶適切な情報管理のもとで、正しい情報周知を図ることで、風評被害や誹謗中傷が発生しないよう努めます。[施策：5214](#)

②ポストコロナ時代への対応

- ▶基本的な感染防止対策が一層浸透するよう、多様な媒体を活用した情報発信と機会を捉えた情報提供による市民の意識醸成を図ります。[施策：5221](#)
- ▶新たな感染症が発生した場合に備え、県や鈴鹿保健所など関係機関と連携強化を図るとともに、対策の核となる人材である保健師の育成・充実に努めます。[施策：5222](#)